

# 整備管理者選任後研修

国土交通省北陸信越運輸局  
長野運輸支局検査・整備・保安部門  
令和6年度



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1

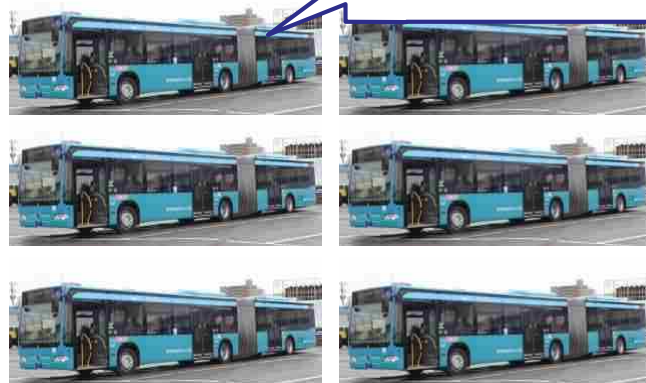
## P1 1. 1(1) 整備管理者制度の目的



自動車の点検・整備は車両法第47条により使用者に義務が課せられているが……

車両構造  
が特殊

車両数多い



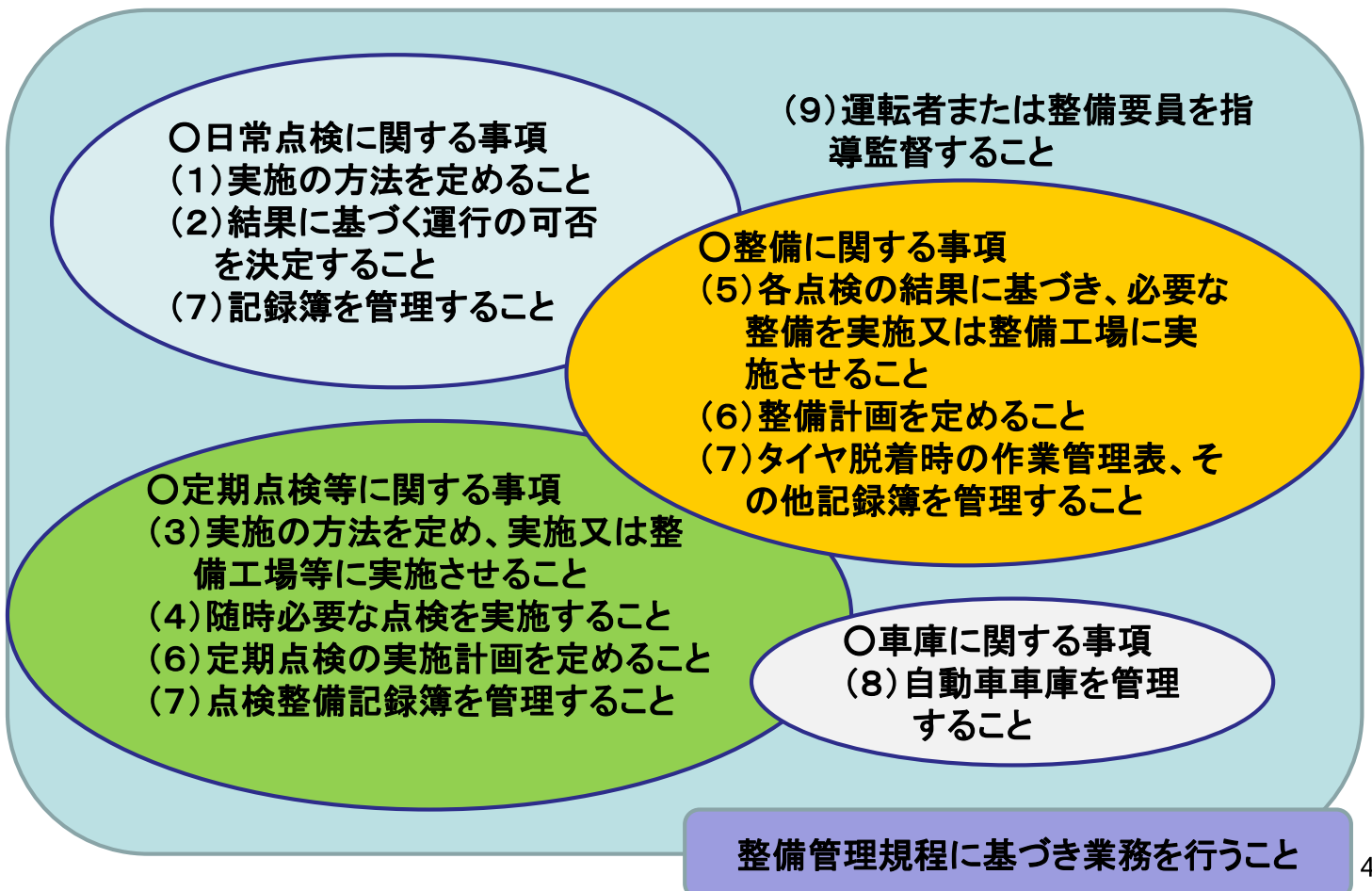
整備管理者

専門的知識をもったエキスパートが**使用者**に代わって、**車両の点検・整備等の保守管理を行うことにより、安全を確保する。**

2

事業の種類	自動車の種類	選任が必要な台数	H15. 3. 31以前
事業用	バス (乗車定員11人以上)	1両	1両
	トラック・ハイタク (乗車定員10人以下)	5両	5両
自家用	バス (乗車定員11人以上)	乗車定員30人以上 1両 乗車定員29人以下 2両	1両
	大型トラック等 (車両総重量8t以上)	5両	5両
	その他	なし	10両
レンタカー	バス (乗車定員11人以上)	1両	1両
軽貨物 運送事業	大型トラック等 (車両総重量8t以上)	5両	5両
	その他	10両	10両

3



4

軽井沢スキーバス事故をうけて、運行管理関係書類の適切な管理が義務化されました

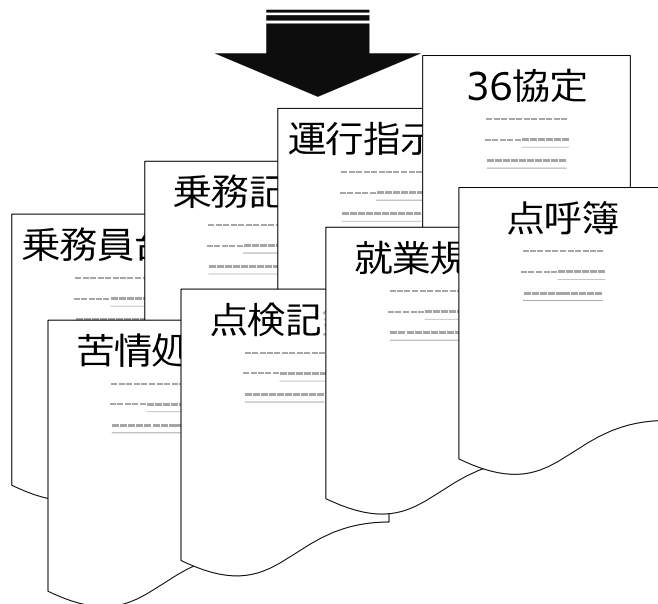
H28.12.1施行

・旅客自動車運送事業者にあつては、今後、運行管理等にかかわる書類を監査の際に速やかに提示できるように適切に管理しなければなりません。

管理すべき書類

- ① 苦情の記録
- ② 運送引受書の写し
- ③ 損害賠償措置を講じていることを証する書類
- ④ 点呼の記録
- ⑤ 乗務記録
- ⑥ 運行記録計による記録
- ⑦ 事故の記録
- ⑧ 運行指示書
- ⑨ 乗務員台帳
- ⑩ 指導監督の記録・適性診断の実施の記録
- ⑪ 点検整備記録
- ⑫ 健康診断の結果の記録
- ⑬ 労働基準法第36条の協定書、就業規則
- ⑭ 労働者名簿

立ち入り監査において提示の求めを受けた場合



監査終了時まで提示を求められた書類(①～⑭)を提示

P2 1.4 整備管理者の補助者

◆管理する車両が多いなど、整備管理者のみでの整備管理が困難な場合には、補助者を選任できる。

(補助者は、整備管理者の資格要件を満足する者、又は、整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者から選任する。)

注意事項等

- ① 補助者は日常点検に係る業務のみ執行できる。
- ② 補助者は一定の要件を有してなければならず、整備管理者は補助者に対して教育を実施しなければならない。
- ③ 補助者に業務を執行させるにあたっては、社内規定(整備管理規程)を整理する必要がある。 etc

施行  
平成19年 9月10日

# ① 外部委託の禁止

自動車運送事業者にあつては、  
自企業外の者を整備管理者として選任することが**原則禁止**されます。

(既に外部委託している場合は、平成21年9月9日まで猶予される等の経過措置があります。)

- 必ず自社内に整備管理者を置く必要があります。  
(定期点検の実施等、整備「作業」自体は委託可能です。)
- 一定条件(※)を満たし、同一企業内と同等とみなせるグループ企業においては、例外的に外部委託が可能です。



※ グループ企業内(登記簿、営業報告書等で確認します。)であることに加え、次の条件を満たしていることが必要です。

- ① グループ企業が一体となって安全確保に取り組む体制を確保するため、安全管理規程及び整備管理規程その他必要な規程類について、一定の要件を満足していること。
- ② 外部委託することについて、被選任者及び受託者の代表者又は事業場責任者が同意・承認していること。
- ③ 整備管理者が他の業務又は役職を兼ねている場合、その兼職内容及び兼職に係わる事業者間の距離が、整備管理者の業務を行うに支障とならないこと。

## P5 1.6 選任の届出

- 整備管理者は整備管理という専門的な業務を担うことから、一定の**資格要件**が必要。

### <資格要件>

次のいずれかの要件を満たしていること

1. 2年以上の実務経験を有し、選任前研修を修了した者
2. 自動車整備士の国家資格を有する者

# 届出書への記載事項(車両法施行規則第33条)

- ①届出者の氏名又は名称及び住所
- ②自動車運送事業者であるかどうか
- ③使用の本拠の名称及び位置
- ④第31条の3に掲げる自動車の数
- ⑤整備管理者の氏名及び生年月日
- ⑥資格要件
- ⑦兼職の有無

※変更・廃止の届出は施行規則第70条

整理番号											別紙			
<b>整備管理者(選任・変更・廃止)届出</b>														
運輸局長殿 運輸支局長殿										年 月 日				
										(ふりがな) 届出者の氏名又は名称				
										届出者の住所及び 電話番号				
道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を(選任・変更・廃止)したので届出ます。														
① 選任 解任	年月日	年 月 日		⑧ 自動車数	業種	車種	台数	⑩ 整備管理者の 資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理の経験 3. 整備士資格					
② 整備管理者氏名	(ふりがな)	生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日		バス	ハイ・タク						年月から 年月まで	事業場名	位 置
③ 使用の本拠	名称	業 所			トラック	8トン以上 8トン未満			⑪ 点検整備、 整備管理者又は 整備管理の経験					
	位置	TEL ( )			軽									
④ 事業の種類	1. 乗合旅客 2. 貸切旅客 3. 乗用旅客 4. 特定旅客 5. 一般貨物 6. 特定貨物 7. 貨物 軽 8. レンタカー 9. 自家用(バス) 10. 自家用(その他)				事業用計									
⑤ 兼職の有無	職務内容				レンタカー	11人以上 11人未満				⑫ 事業主の 確認書	左記 が確かに上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。 事業者住所氏名(名称) (代表者名)			
⑥ すでに整備管理者に選任されている本拠	名称				バス(レンタカー以外)	30人以上 30人未満								種 類
	位置				その他						合格年月日	年 月 日		
⑦ 現在選任されている整備管理者	氏名	生年月日	選任年月日		自家用計						合格証書番号	第 号		
					合計						⑬ 被選任者の 同意書			
				⑨ 車両法第53条の規定による解任の有無	有 ( 年 月 日 ) 無		私 は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年(道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年)を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行する。  上記に同意する場合は右にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/>							
				⑩ 変更・廃止の事由	交代・退職・死亡・解任・その他( )									
					前管理者名 ( )									
					選任 名 解任 名									
					現在選任数 計 名									

注 意 事 項

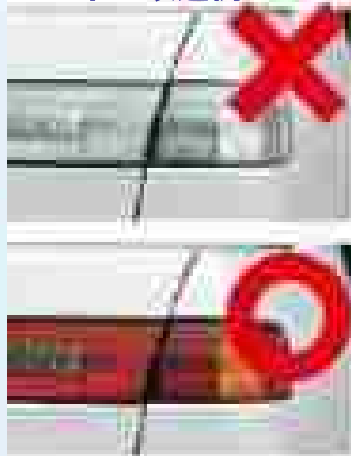
- この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するために提出すること。
- 整備管理者1名ごとに届出すること。
- 整備士試験に多種目合格している者は自動車整備士検定期間第2条に規定された上位のものを記入すること。
- 変更届出の場合は変更事項を赤色で関心すること。
- 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること。
- 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に関する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。)
- 「事業主の確認書」の欄には、選任される者が業務経験のある事業主だった場合は事業主が記載すること。
- 「被選任者の同意書」の欄には、選任される者が個人が問題を理由の上、届出すること。
- 選任資格研修了証の写し又は整備士資格の保有を証する書面の写しを添付すること。
- 現在選任されている整備管理者を記載すること。
- 届出様式に記載する日付については、和暦を使用すること。
- 届出書の控えは、法律上必ず必要なものではない。

② 解任命令の効果的発動 施行 平成19年 9月10日

整備管理者の解任命令をより効果的に発動し、整備管理者が適切に業務を行う体制を確保するため、解任命令を発動すべき場合の見直しを行いました。

- 主な改正点は以下の2点です。
- 従来、「整備不良が第一原因である事故」が発生し、かつ、点検整備又は整備管理が不適切であった場合に解任命令の対象となりましたが、これを「整備不良が主要因となる事故」に改正。
- 新たに、不正改造を指示・容認した場合及び整備管理規程が実際の業務に即していない等、整備管理業務の遂行状態が著しく不適切な場合等にも、解任命令の発動対象となります。

不正改造例



不正改造例



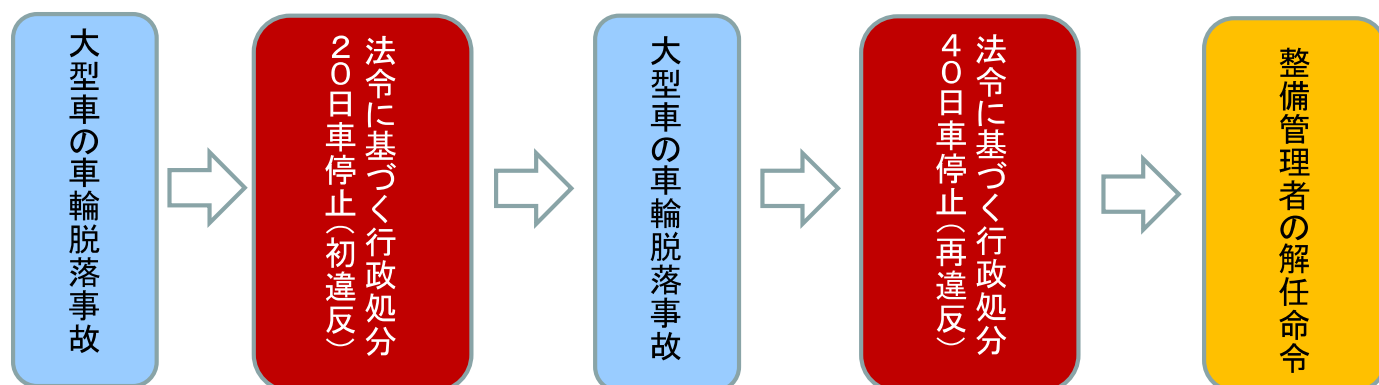
自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分の強化

車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車で、ホイールボルトの折損・ホイールナットの脱落などに起因する車輪脱落事故が発生させた場合は行政処分の対象。3年以内に同様の違反を起こすと、整備管理者の解任命令も発令される。

令和5年10月1日～

【整備管理者解任命令の対象に車輪脱落事故を追加(通達抜粋)】

大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であって、過去3年以内に同事故が発生していた場合(自動車運送事業者にあつては、行政処分等の基準における、「ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの」の再違反の適用を受ける場合とし、自動車運送事業者以外にあつては、同処分基準を適用する場合と同等と認められる場合とする。)



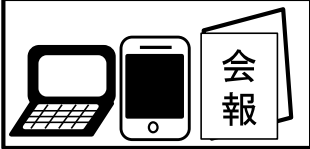
整備管理者選任後研修の受講対象者等

H30. 10~

○運輸支局長の研修通知を廃止



HP等を確認する



研修の  
受講申込み

運輸支局のホームページ等を  
確認して受講申込みを行う

○研修受講対象者の変更

旅客自動車運送事業運輸規則 第46条  
貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条の5



当該年度に受講  
(変更なし)

最後に当該研修を  
受けた日の属する  
年度の翌年度の末  
日を経過した者



(追加)  
新たに選任した者

選任された年度  
又は  
その翌年度  
までに受講

P7 2. 自動車の点検整備の法体系

整備管理者制度に係る主な法体系

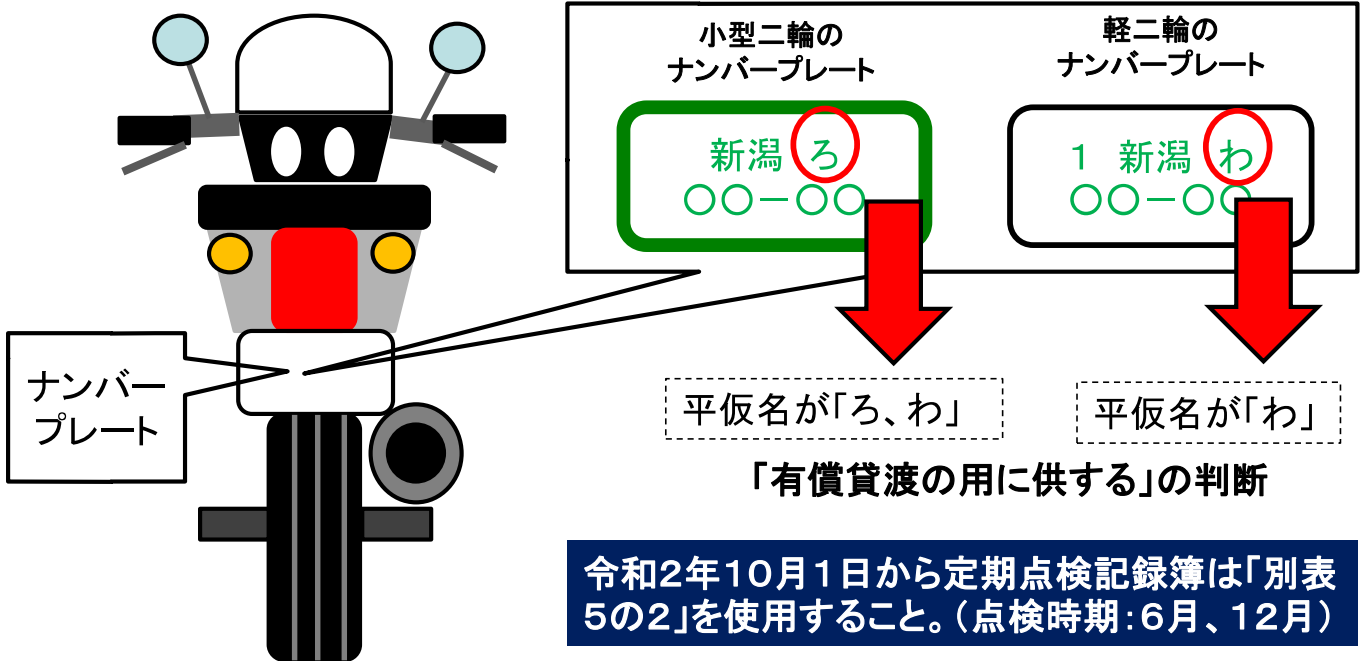
① 点検・整備の体系



有償貸渡の用に供する自家用二輪自動車の  
定期点検記録簿(別表5の2)の追加

R2. 10~

○点検基準の改正により、令和2年10月1日から「有償貸渡の用に供する自家用二輪自動車」の定期点検項目(別表5の2)が新たに追加



(平成30年6月27日公布)

スペアタイヤ等の定期点検を義務付け

H30. 10~

○車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車は、3ヶ月ごとにスペアタイヤの取付状態等を点検することを追加

スペアタイヤ及び取付装置



ツールボックス等



自動車点検基準

点検項目

- ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた、及び損傷
- ・スペアタイヤの取付状態
- ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷



○ 令和5年度 整備管理に関する行政処分等の状況(抜粋)

- ・定期点検整備の未実施・・・6件
  - ・整備管理者研修の未受講・・・3件
  - ・定期点検記録簿の保存・・・1件
  - ・無車検運行・・・2件
- など

【参考】 点検整備不十分・整備作業ミスに起因する事故

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-1/>

【最新の処分基準日車表は下のホームページ(ファイル)を確認してください】

- 貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について  
<https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/content/000304251.pdf>
- 一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について  
<https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/content/000322583.pdf>
- 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について  
<https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/content/000322584.pdf>
- 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について  
<https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/content/000322586.pdf>

北陸信越運輸局HP 行政処分情報アドレス

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/negative-hokusin.html>

P13~P27 II 自動車事故報告について

○「車両故障」の装置に「自動運行装置」が追加

R2. 4~

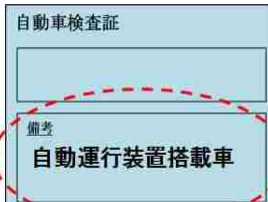
自動運行装置とは？

- ・プログラムにより自動的に自動車を運行させるために必要な装置であって、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用される場合において、自動車を運行する者の認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有する装置
- ・作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を含む。

「自動運行装置」が搭載された車両であるかどうかの確認方法

- ① 自動車検査証の備考欄に「自動運行装置搭載車」の記載を確認する。
- ② 車両に貼付された「自動運行装置搭載車」ステッカーを確認する。

① 自動車検査証の備考欄



② ステッカーの様式



※「車両故障」による事故報告には自動車事故報告規則における別記様式「自動車事故報告書(表(裏))」の他に「自動車事故報告書等の取扱要領」別表3「車両故障事故報告書 添付票」が必要となるので留意願います。

○事故報告の対象が追加

R5. 4~

国土交通大臣への事故報告の対象として、**特定自動運行保安員**の疾病により特定自動運行自動車の運行を継続することができなくなった場合等を追加し、自動車事故報告書に自動運行に係る欄を追加。

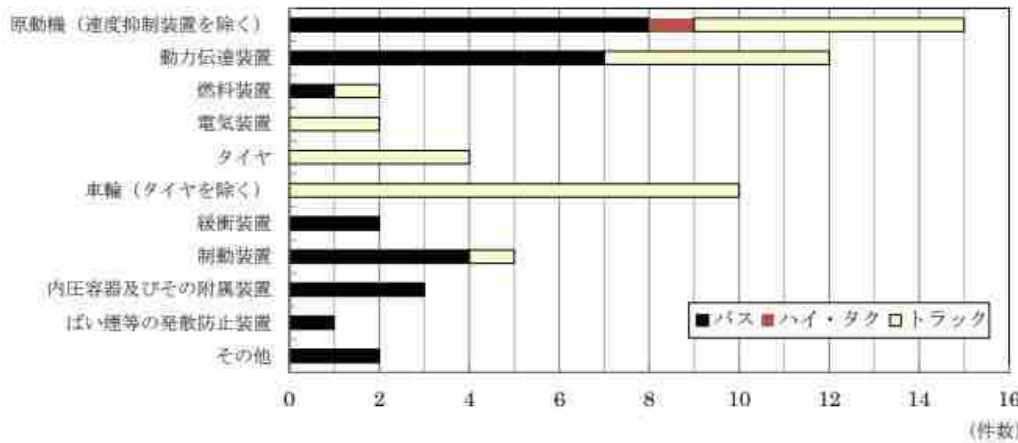
局HP事故報告関係：[https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/carinfo/car\\_safety\\_1.html](https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/carinfo/car_safety_1.html)



1. 車両故障事故件数の推移 (全国)

車両故障箇所	バス	ハイ・タク	トラック	計
原動機(速度抑制装置を除く)	8	1	6	15
動力伝達装置	7	0	5	12
燃料装置	1	0	1	2
電気装置	0	0	2	2
タイヤ	0	0	4	4
車輪(タイヤを除く)	0	0	10	10
制動装置	4	0	1	5
緩衝装置	2	0	0	2
内圧容器及びその附属装置	3	0	0	3
ばい煙等の発散防止装置	1	0	0	1
その他	2	0	0	2
合計	28	1	29	58

2. 故障箇所別の車両故障事故件数 (北陸信越運輸局管内)



1. 原動機 15件
2. 動力伝達装置 12件
3. 車輪(タイヤを除く) 10件

全体の約6割

3. 業態ごとの車両故障箇所別発生状況 (北陸信越運輸局管内)

ある大型車メーカーホームページからの「自動車メンテナンス情報」の抜粋

● バッテリー点検の例

車両点検・整備時の留意点  
～バッテリーの点検を必ず実施してください～

近年の車両は多くの電子装置・後付け電装品が取り付けられているため、従来よりもバッテリーの負荷が大きくなってきています。使用中に徐々にバッテリー性能が低下し、エンジンがかかりにくくなったり、突然かからなく事例があります。

■ バッテリーの点検について

● 日常(運行前)点検

◆ エンジンのかかり具合  
始動が1回できない、またはエンジンの掛かりがこれまでに比べ遅くなった場合はメンテナンスが必要です。

◆ バッテリー液量の確認

液量が少ない場合  
⇒ 取扱説明書に従い、必ず補充液又は蒸留水を補充してください。

● メンテナンス

サーキットテスタによる電圧の測定のみではバッテリーの正確な良否判定はできません。必ず、比重を測定するか、バッテリーテスタで判定をおこなってください。

※ 消防車、構内稼働が主の車両、直冷式冷凍車、宅配車、ならびに後付け電装品が取り付けられた車両には大容量バッテリーをおすすめします。

● 3ヶ月毎の点検

◆ バッテリーターミナル部の状態  
ゆるみや腐食がないことを確認してください。

● エンジンオイル定期交換の例

エンジンオイルの定期交換をきちんと守りましょう！  
～交換の際は、純正オイルを推奨します～

・エンジンオイルの役割

エンジンオイルは、潤滑・冷却・密封・清浄分散・防錆等の様々な役割があり、エンジン使用時のスス等の生成物による汚れのため劣化し、性能が低下していきます。そのため交換しないまましていると、エンジンの性能低下や排ガス浄化装置の詰まり、メタル類の焼き付きなどのトラブルを起こしてしまいます。

・エンジンオイルメンテナンス不良による事例



火災に至ったエンジン



メタルが焼き付き破損したコネクティングロッド



オイル劣化で摩耗・破損したコネクティングロッドメタル

・その他

シビアコンディション(エンジンを高回転・高負荷やアイドルでの長時間使用等)でご使用している場合は、走行キロ数に関わらず早めにオイル交換をしてください。また、オイル交換する際は、同時にオイルフィルタの交換も確実に実施ください。詳しくは、車載の「取扱説明書」を参照ください。

**(1) 道路運送車両法の主な改正概要と施行日  
(法律の公布日：令和元年5月24日)**

- ① 保安基準対象装置への「自動運行装置」追加  
→令和元年4月1日から施行
- ② 自動車の特定改造等に係る許可制度の創設  
→令和2年11月23日から施行
- ③ 自動車検査証の電子化等  
→令和5年1月1日から施行

**(2) 車両法施行規則の主な改正概要  
(令和2年4月1日施行)**

- ① 「運行補助装置」の定義
  - ・自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー
  - ・上記センサーから送信された情報を処理するための電子計算機
  - ・センサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス
- ② 「電子制御装置整備」の定義
  - ・「自動運行装置」の取り外しや影響を与える整備・改造
  - ・「運行補助装置」(制動装置、かじ取り装置の作動に影響を与えるものに限る)の取り外し、取付位置もしくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造

※「電子制御装置整備」の対象車両は国土交通省のHPIに掲載

電子制御装置整備 対象車両

検索

**(3) 自動車点検基準、自動車の点検及び整備に関する手引きの主な改正概要と施行日**

① 点検基準(1年ごと)の改正(令和3年10月1日施行)

自動車(大型特殊自動車、被けん引自動車、二輪自動車除く)のABS、運行補助装置、自動運行装置などの「**車載式故障診断装置の診断の結果**」を、**1年ごとの定期点検項目として追加**

〈点検の対象となる警告灯〉

- ・原動機
- ・制動装置
- ・ABS
- ・衝突被害軽減制制御装置
- ・エアバッグ(かじ取り装置並びに者枠及び車体に備えるものに限る。)
- ・自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る)

〈点検の実施方法〉

- ・イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けているかを目視により点検する。
- ・※メーカーに点検方法を定めている場合はその方法により実施する。

**(3) 自動車点検基準、自動車の点検及び整備に関する手引きの主な改正概要と施行日**

②ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入(令和3年4月1日施行)

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した新たな点検の実施の方法を導入します。

〈日常点検の実施方法〉

- ・ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み点検の明確化

〈定期点検(3ヶ月ごと)の実施の方法〉

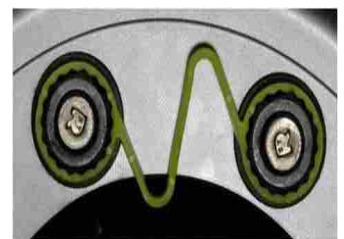
- ・新品から4年を経過したホイール・ボルト及びホイール・ナットを入念に点検することを交換の目安として明記

〈整備の実施の方法〉

- ・タイヤ交換手順の明確化
- ・タイヤ交換後の増し締めの実施手順の明確化



ホイール・ナットへのマーキング例



ホイール・ナットマーカの装着例(ISO方式)

〈参考〉 事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000261.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html)

(6)事故報告書の取扱要領の一部改正

○運転者の健康状態に起因する事故として、睡眠時無呼吸症候群が疑われる居眠り、漫然運転を伴うものに対し自動車事故報告書を提出するよう指導することと追加。  
また、推定原因として疑われる疾病名を別表2の調査表に記載するよう指導することを追加。

(7)指導監督マニュアルの一部改正

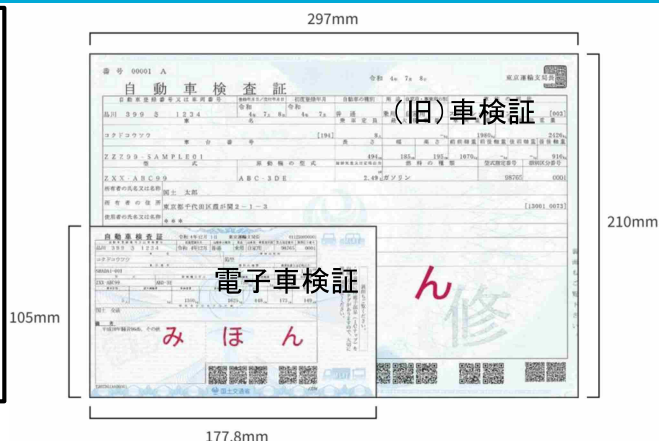
①運転者に対して行う一般的な指導及び監督マニュアルに、飲酒傾向の強い運転者に対する適切な指導の参考としてアルコール依存症に関する基礎知識、対応方法、医学的知見や取組事例などを新たに記載。

(8) 視野障害対策マニュアルについて

②運転者の疾病により運転が継続できなくなる状態として、視野障害が原因となる事故を防ぐため、視野障害対策マニュアルを策定。  
運転者の視野障害が運転リスクとなることを周知し、事故防止のために事業者が取組むべき内容に対し理解を図ること、眼科検診・精密検査と治療、受診後の対応までを具体的に示し視野障害の早期発見・治療継続を促進する。

23

- ・令和5年1月4日より自動車検査証が電子化。
- ・従来の紙の車検証(A4サイズ)から、はがきサイズ(A6サイズ)に変更。
- ・それに伴い、紙面に記載される情報と、ICタグに格納される情報に分かれる。
- ・ICタグの情報については、「車検証閲覧アプリ」で閲覧可能。紙の自動車検査証と違い、「有効期間」が紙面上に記載されないので注意。



券面記載事項

自動車登録番号／車両番号	燃料の種類
車台番号	総排気量又は定格出力
交付年月日	自家用・事業用の別
使用者の使命又は名称	用途
車名・型式	乗車定員／最大積載量
型式	車両重量／車両総重量
自動車の種別	軸重(前前・前後・後前・後後)
長さ／幅／高さ	初度登録年月／初度検査年月
車体の形状	車両識別符号(車両ID)
原動機の型式	※車両ごとに不変の番号として電子化に伴い付与

券面非表示事項(ICタグのみ)

自動車検査証の有効期間	使用者の住所
所有者の氏名・住所	使用の本拠の位置
帳票タイプ	

閲覧アプリ概要

動作環境	PC: Windows 10 バージョン21H1(64bit版), 21H2(64bit版) Windows 11 バージョン21H2 +ICカードリーダー スマートフォン: iOS 15.16, Android 10.11.12.13 (NFC対応) ※iPadはNFC機能を搭載していないため動作対象外
主な機能	・車検証情報の閲覧 ・車検証情報ファイルの出力・保存(※オンライン環境でのみ可能) ・リコール情報等の確認(※オンライン環境でのみ可能)
入手先	電子車検証特設サイト

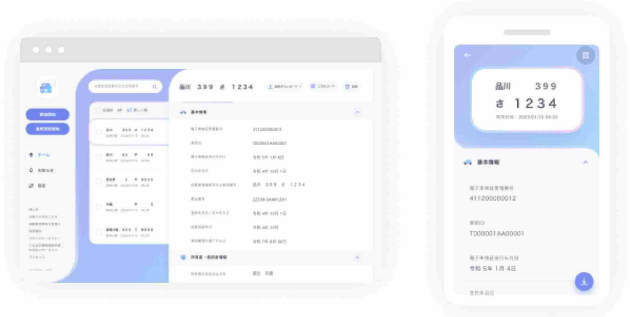
<電子車検証特設サイト>

URL: <https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

無車検での運行は、安全・環境上の問題のみならず、事故の被害者への適切な保障がなされないおそれがあります！！



アプリで確認



- ・新規登録時、車検時は確実に有効期限を確認した上で、点検整備計画をすること
- ・日常点検、点呼等の機会に有効期限を確認するなど、日常業務においても注意すること

定期点検整備計画・実績表(R2)

車番	月	1	2	...	10	...
	新潟〇〇 あ1234	計画				31(満了日)
実施						

P 58～P60 3. 事業用自動車総合安全プラン2025

～安全トライアングルの定着と新たな日常における安全確保～

世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の「安全トライアングル」により、総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、第11次交通安全基本計画と期間を合わせた事業用自動車の安全プランを策定。

ポイント

- 依然として発生する飲酒運転、健康起因事故等への対策、先進技術の開発・普及を踏まえた対策、超高齢化社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策
- 新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化・頻発化する災害等に対し、新たな日常への移行に伴う事業環境変化における安全対策
- 負傷者数に対する削減目標とともに、業態毎に一層の事故削減を図るため、各業態の特徴的な事故に対する削減目標を設定

【重点施策】

- 1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現**
  - ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応
  - ・激甚化・頻発化する災害への対応 等
- 2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶**
  - ・飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応
  - ・社会的関心の高まる「あおり運転」への対応 等
- 3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進**
  - ・ICTを活用した高度な運行管理の実現
  - ・無人自動運転サービスに向けた安全確保 等

- 4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策**
  - ・依然として多発する乗合バスの車内事故への対応
  - ・高齢運転者事故への対応 等
- 5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化**
  - ・各業態の特徴的な事故への対応
  - ・健康に起因する事故の増加への対応 等
- 6. 道路交通環境の改善**
  - ・高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する 等

【事故削減目標】

<全体目標>

- ①24時間死者数225人以下、バス、タクシーの乗客死者数ゼロ
- ②重傷者数2,120人以下
- ③人身事故件数16,500件以下
- ④飲酒運転ゼロ

<各業態の個別目標>

- 【乗合バス】車内事故件数85件以下
- 【貸切バス】乗客負傷事故件数20件以下
- 【タクシー】出会い頭衝突事故件数950件以下
- 【トラック】追突事故件数3,350件以下

P61～P69 4. 「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」について

全てのバス事業者に『バス火災事故防止のための点検整備のポイント』を通知しました。

年末年始からバス火災事故が多発したことを受け、自動車関係団体（※）の協力により、バス火災事故防止のために重要な点検整備のポイントをわかりやすく「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」としてとりまとめ、全てのバス事業者に対して通知しましたので、公表します。

※一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車車体工業会、公益社団法人日本バス協会

＜バス火災事故防止のための点検整備のポイントの概要（詳細は別紙）＞

■点検整備のポイント

○火災発生部位となり得る4つの装置（原動機、制動装置、走行装置、電気装置）毎に、火災防止のために重要な、主な点検整備のポイント（見方/交換目安）を示すとともに、点検整備を行わなかった場合の火災発生メカニズムを示しています。

（記載例） (2)デフレンジヤル

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないセ・・・(火災発生メカニズム)
デフレンジヤルオイル	・ドレーンプラグなどからオイル漏れやにじみはないか。 ・オイル量は適量か。 ※定期的に交換しているか。	・潤滑不良から焼付きを発生、漏れたオイルや、オイルシールなどが発火して火災を起こします。

■運転操作ミスや整備作業ミスなどの防止のためのポイント

○点検整備以外にも火災に至る可能性がある運転操作ミスや整備作業ミスなどについても、ポイント（注意点）と、それぞれのミスによる火災発生メカニズムを示しています。

（記載例） 1. 不適切な運転操作など(運転操作ミス)

部位(事象)	ポイント(注意点)	火災発生メカニズム
・パーキングブレーキの戻し忘れ (スプリングブレーキの戻し忘れ)	・戻し忘れによるブレーキの引かず。 (いすも加減速しない) ・解除されていることを警告灯消灯で確認。	・ブレーキの戻り不良から引かずを起し、ブレーキが過熱して発火、火災を起こします。

■バス火災事故の前兆、予兆

○走行時に感じるさまざまな異状の中には、バス火災事故の前兆や予兆を示すものがあり、その症状や現象、火災につながる代表事例を示しています。

■バス火災事故発生時の対処

○バス火災事故が発生した場合の留意点についても示しています。

なお、平成21年に公益社団法人日本バス協会が車両火災発生時の避難誘導などについてとりまとめた「車両火災発生等緊急時における統一マニュアル」についても併せて紹介しています。

P70～P71 5. トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！

トレーラ火災の未然防止に関する注意事項

1. 日常点検を確実にすること。特に、スプリング・ブレーキ・チャンバの不良(エア漏れ、戻り不良、内部のスプリングの錆や損傷)及びリレー・エマージェンシ・バルブの不良(ゴミや冬期における水分の凍結等でバルブが詰まることによるピストンの固着)に注意すること。
2. 劣化するゴム部品等の定期交換を行うなど、トレーラ製作者の整備要領等に従って、点検整備を確実にすること。
3. 運行する前には駐車ブレーキが確実に解除されていることを確認すること。

※ トレーラのブレーキの引き摺りは、運転中に感知することが困難であることから、火災の未然防止が重要です。

※ 万が一、火災が発生してしまった際には、速やかに路肩などに停車し、安全な場所に待避の上、被害を最小限とするように努めて下さい。走行中火の手が見えなくても、停車後すぐに発火することがあり、発火した場合には、速やかに消防機関にご連絡ください。

また、ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを制作し、公開しましたので、ご活用ください。

＜啓発ビデオの公開ページへのリンク＞

○ 国土交通省自動車局審査・リコール課 Youtube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstDbqM9P91828lu2g>

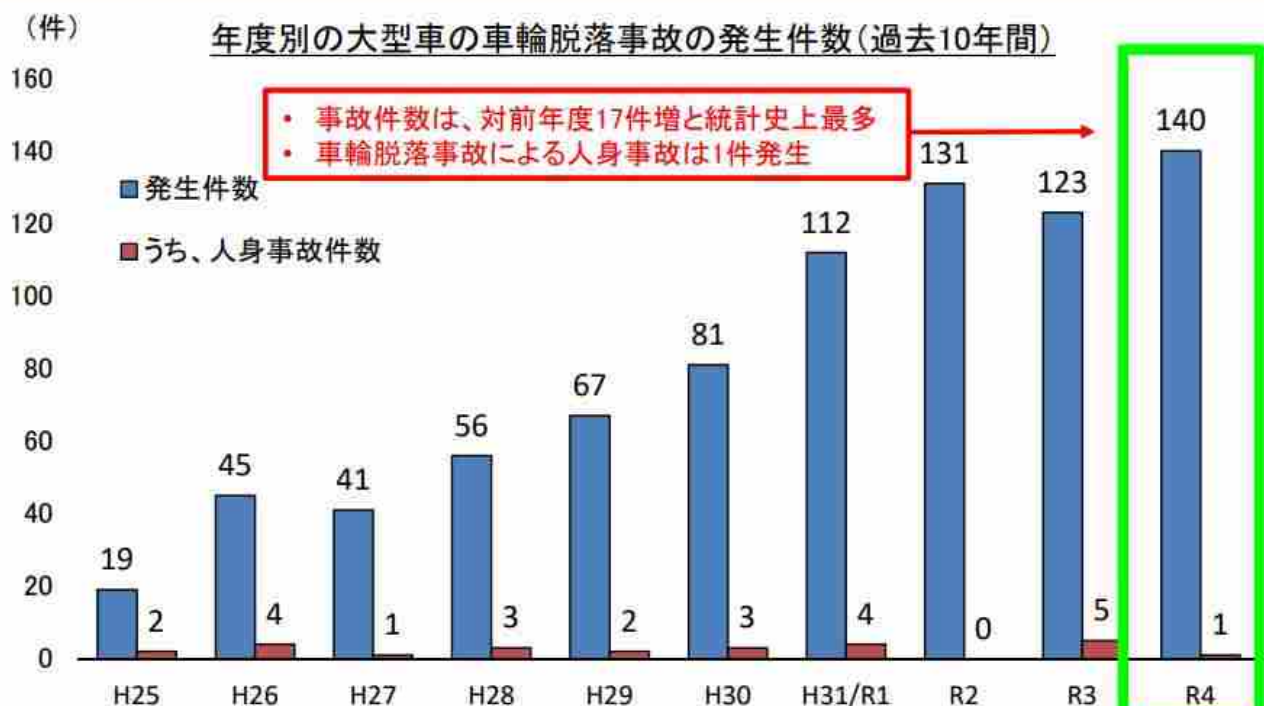
※ 自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト(<http://www.mlit.go.jp/RJ>)のトップページにリンクを掲載しています。



～ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを公開しました～

当日は動画を流します。

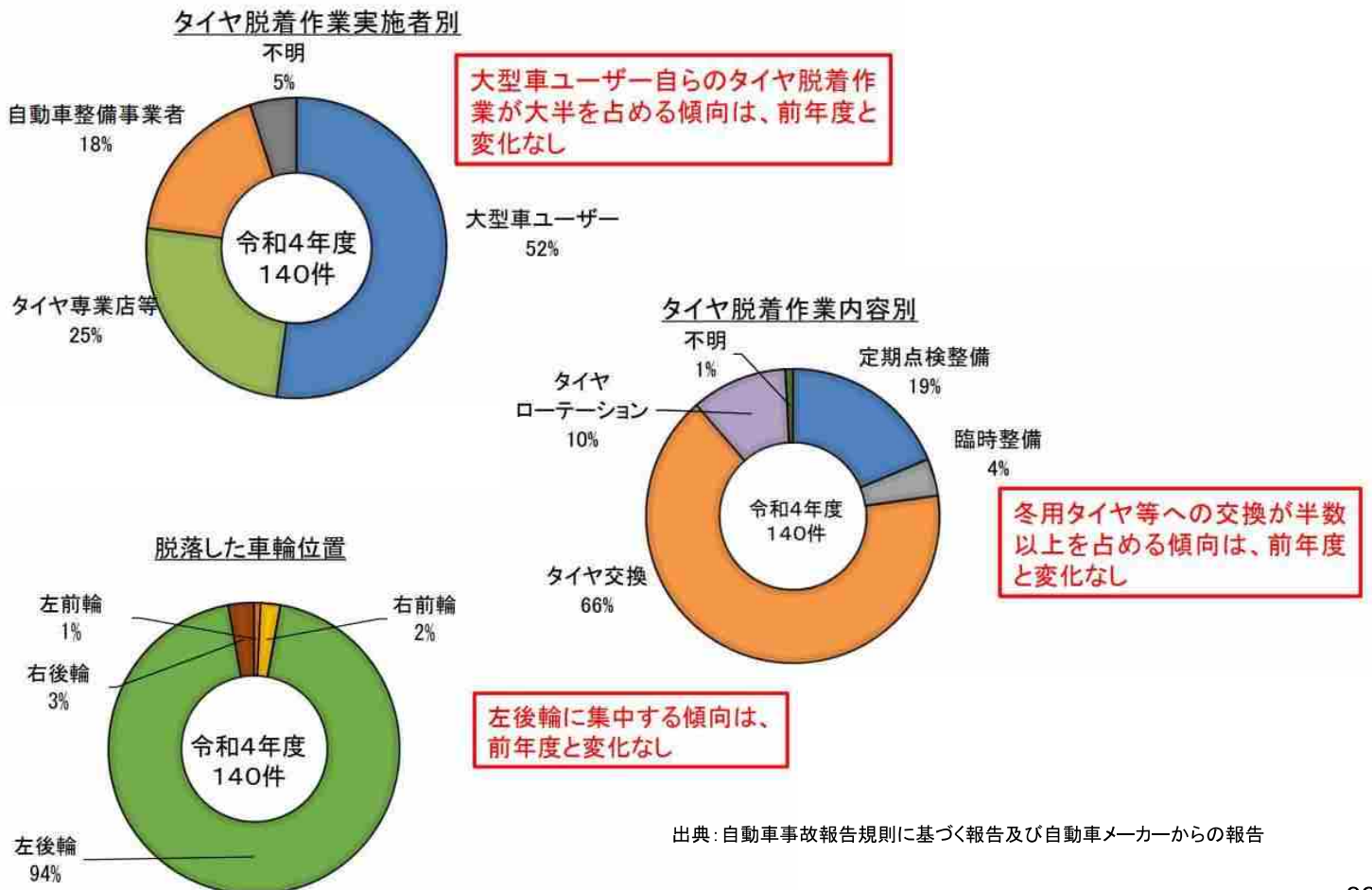
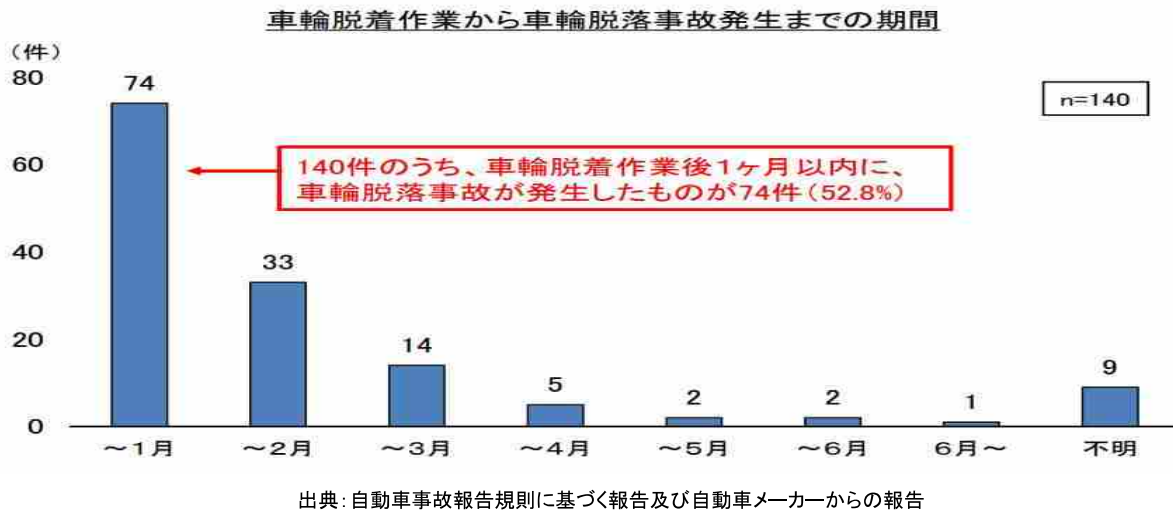
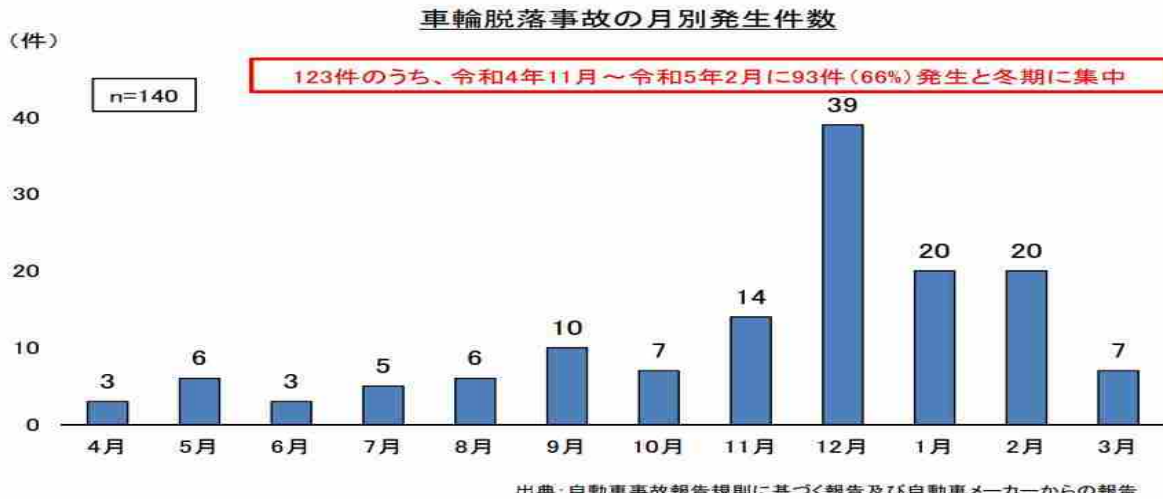
### 車輪脱落事故発生状況（令和4年度）【別紙2】



※ 車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバスであって、ホイール・ナットの脱落又はホイール・ボルトの折損により、タイヤが脱落した事故

(年度)

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告





### 車輪脱落を防ぐ5つのポイント

- ・車輪脱落事故を未然に防止するための正しい点検整備
- ・規定トルクでのホイールナットの締め付けとタイヤ交換後の増し締めの実施
- ・錆びたホイールナットの清掃若しくは交換
- ・ナット・ワッシャーの隙間に給脂
- ・運行前点検の確実な実施

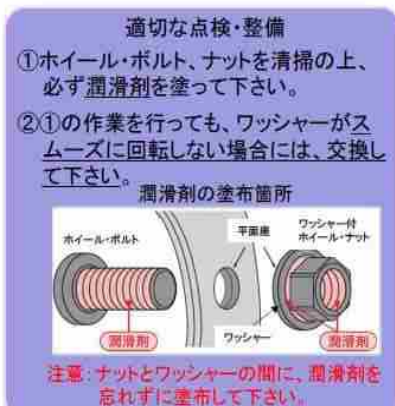
ISO方式(8穴、10穴)		非ISO方式(6穴)	非ISO方式(8穴)
ホイールボルト 取付位置	10穴タイプ: 6穴(100077mm) 8穴タイプ: 10穴(100075mm)	6穴タイプ: 6穴(100077mm)	8穴タイプ: 8穴(100075mm)
ボルトサイズ 取付位置	M10 左列: 左列(右列: ISO方式) 右列: 右列(左列: 非ISO方式)	M10	M10
ホイールナット 取付位置	車載用(ワッシャー付)・標準 (20mm厚)ISO方式(右列: 20mm)	車載用(ワッシャー付)・標準 (20mm厚)非ISO方式(右列: 20mm)	車載用(ワッシャー付)・標準 (20mm厚)非ISO方式(右列: 20mm)
ダブルナット	→20ナットで両側		

### 大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意！

- 「自動車の点検及び整備に関する手引き」において大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布、さらにホイールナットが円滑に回るかの確認等について規定されています。
- 最近の大型車の車輪脱落事故に係る調査において、これらの点検・整備が確実に行われていない事案が散見されています。
- 円滑に回らないホイール・ナットを使用すると、正しい位置まで締まらず十分な締結力が得られないことにより、走行中にナットが緩み車輪が脱落するおそれがあります。



- ①潤滑剤が塗布されていない。(特に、ナットとワッシャーの間)
- ②ワッシャーがスムーズに回転しない。



注意: ナットとワッシャーの間に、潤滑剤を忘れずに塗布して下さい。

### 大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの適切な点検・整備

ホイール・ボルト、ナットが適切に清掃されていなかったり、潤滑剤が塗布されていないと、ナットを締めても十分な締結力が得られずナットが緩む原因となります。

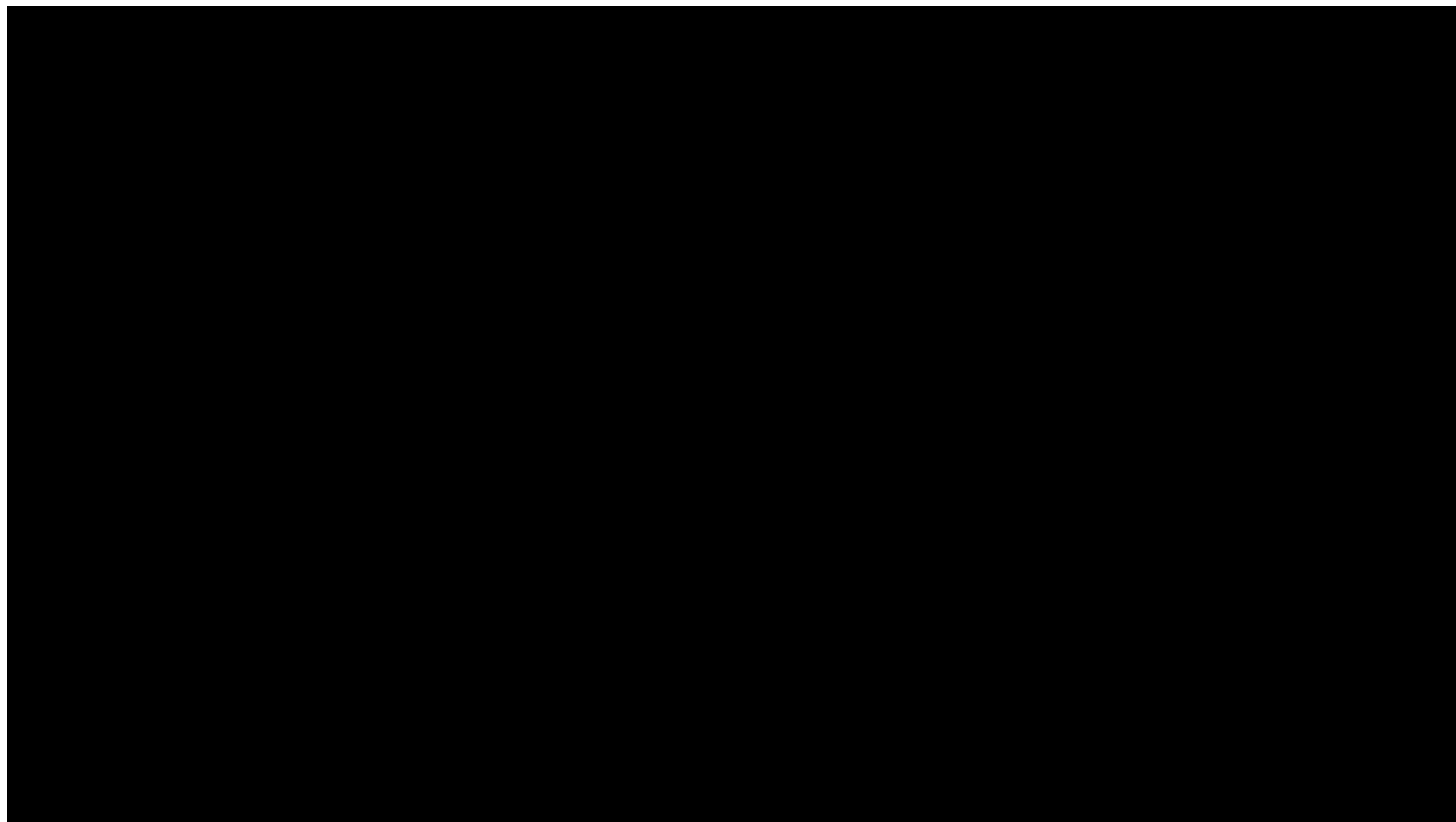
- ホイール・ナットの清掃とナット・ワッシャー間を含めた潤滑剤の塗布
- 劣化したホイール・ナットの交換



当日は動画を流します。

35

大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！



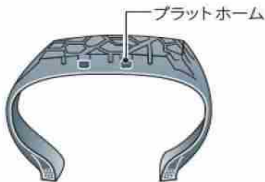
当日は動画を流します。

36

- 道路で大型車が立ち往生すると、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こします。積雪・凍結道路においては、**必ず適切な冬用タイヤの装着や滑り止め措置**を講じてください。
- 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。

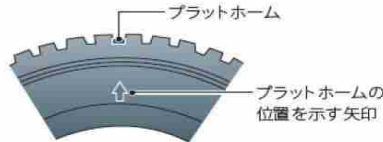
●プラットホームとは

日本国内における道路交通法施行細則等によって定められた冬用タイヤとしての使用限度の目安となる新品時の溝深さから50%の位置にあるゴムの盛り上がりを設置した部分をいいます。



●プラットホームの位置

プラットホームの位置を示す↑がタイヤの両側面にそれぞれ周上4ヶ所以上に表示されています。



残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。



運転上の注意点

- ① 低速ギアでゆっくり発進し、タイヤを空転させない。
- ② 急坂道では登り終わるまで低速ギアを使用し、ギヤチェンジしない。
- ③ 急発進、急加速、急旋回及び急停止は避ける。柔らかくブレーキ。
- ④ カーブに入る前に減速する。速度は控えめ。十分な車間距離。
- ⑤ 冬用タイヤの性能には限界があるので、運転時は細心の注意を払う。
- ⑥ 冬用タイヤを乾燥路や湿潤路で使用する場合は走行速度に注意する。

37

雪道でスタッドレスタイヤ(雪道用タイヤ)等の滑り止め措置を施していても、滑りやすいために十分に注意して走行することが重要です。また、駆動輪にのみスタッドレスタイヤを装着するなど、4輪全てに同じ性能のスタッドレスタイヤを装着していない場合は、いつもどおり加速するのに、曲がれない・止まれないという危険な状態となることがあります。

このため、雪道をスタッドレスタイヤで走行する際は、4輪全てにスタッドレスタイヤを装着し、安全運転に心がけて下さい。

スタッドレスタイヤを使用する際の注意点

- [1] スタッドレスタイヤは、全車輪に装着することが基本となっており、一部のタイヤのみに装着した場合は、車両の挙動が安定しないなど、十分な滑り止め効果が得られません。スタッドレスタイヤは全車輪に装着しましょう。
- [2] スタッドレスタイヤを過信せず、スタッドレスタイヤを装着しても、乾燥路面と比べると非常にスリッしやすいことを十分認識し、以下の点に注意して運転を行いましょう。
  - (ア) 制限速度にかかわらず速度を十分落とし、車間距離を十分とって運転しましょう。
  - (イ) 横滑りを起こすことがありますので、ハンドルやブレーキの操作は特に慎重にしましょう。急発進、急ブレーキ、急ハンドルは絶対にやめましょう。

38

～実験映像を公開いたしました～



当日は動画を流します。

大型トラックが故障や大雪で立ち往生した際、「フロント・けん引フック」の場所がわからないとの問い合わせが多くなっています。…

大型トラック・バスには、車両の前後に「けん引フック」を備えており、「フロント・けん引フック」は、フロント・バンパの内側などカバーに覆われ、通常の状態では見えない場合があります。

「フロント・けん引フック」を使う時には下図のようにカバー類を取り外して使用してください。

なお、「けん引フック」を使用してけん引する際は、「取扱説明書」の指示に従ってください。不適切な使用は思わぬ事故を招きます。

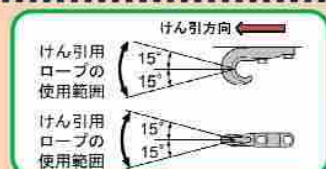
「フロント・けん引フック」の使用が終わったら、必ず、再度カバーをしっかりと取り付けてください。

【大型トラック】フロント・けん引フック カバーの取外し (標準的な例。詳細は取扱説明書を参照)

<p>いすゞ・ギガ</p> <p>手掛け部を手前に引き上げて取外します。 ※スクリューを外すタイプもあります。</p>	<p>日野・プロフィア</p> <p>横にスライドさせて取外します。 ※ピントル型フック(工具箱 or キャブ内・別置)の場合はフックをねじ穴に挿込みます。</p>	<p>三菱ふそう・スーパーグレート</p> <p>下側を手前に引いて外し、両側に指を入れて取外します。</p>	<p>UD・クオン</p> <p>上側を手前に引いて取外します。 ※バンパープレートが左側についているタイプはプレートを外します。</p>
---	--	---	---

「けん引フック」取扱いの注意点

- ・けん引用ロープは、右図の範囲で使用します。
- ・けん引用ロープは、強度のあるものを使用し、外れないようにします。
- ・けん引用ロープやフックには、大きな力や急な力がかからないようにします。



○車両の立ち往生の状況(平成30年2月・令和2年12月)



**早めのチェーン装着を!**  
豪雪地帯では『ダブルタイヤ用トリプル形チェーン』の装着を!!

トリプル形チェーン

ノーマルタイヤでの雪道走行は、罰則対象になります。  
罰金:5万円以下(道路交通法第71条第6号)  
反則金:大型車7千円/普通車6千円

○チェーン規制区間(時期:大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪時に規制)

■直轄国道

■高速道路

都道府県	路線番号	箇所名	区間	延長(km)
山形県	112	月山道路	西川町月山沢~鶴岡市田麦保	15.2
山梨県・静岡県	138	山中湖・須走	山梨県山中湖平野~静岡県小山町須走字御登口	8.2
新潟県	7	大須戸~上大島	村上市大須戸~村上市大島	15.3
福井県	8	石川県境~坂井市	あわら市熊坂~あわら市笹岡	3.2
広島県・島根県	54	赤名峠	広島県三次市布野町横谷~島根県飯南町上赤名	2.5
愛媛県	56	鳥坂峠	西予市宇和町~大洲市北只	7.0

都道府県	路線番号	箇所名	区間	延長(km)
新潟県・長野県	E18	上信越道	信濃町IC~新井PA(上り線)	24.5
山梨県	E20	中央道	須玉IC~長坂IC	8.7
長野県	E19	中央道	飯田山本IC~園原IC	9.6
石川県・福井県	E8	北陸道	丸岡IC~加賀IC	17.8
福井県・滋賀県	E8	北陸道	木之本IC~今庄IC	44.7
岡山県・鳥取県	E73	米子道	湯原IC~江府IC	33.3
広島県・島根県	E74	浜田道	大朝IC~旭IC	26.6

41

P115 8. 「貸切バス予防整備ガイドライン」を策定しました

国土交通省では、貸切バスの車両整備の強化を図るため、貸切バス事業者が定めるべき予防整備の基準事例を示すべく、「貸切バス予防整備ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を策定しました。

1. 本ガイドライン策定の背景

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討が行われ、6月3日にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえたものです。

2. 本ガイドラインについて

本ガイドラインでは、貸切バス事業者が法定点検に加え、予防整備(不具合発生の予防も含めた十分な整備)を定期的実施するための整備サイクル表を定める上での参考となるよう、優良事業者の実績等を元に整備項目等の交換基準事例を示しています。

貸切バス事業者は、以下の2項目について実施してください。

(1) 交換基準事例を参考にした整備サイクル表の作成  
貸切バス事業者は交換基準事例を参考にバスの構造・装置に応じ項目を選定するとともに、それぞれの事業者の状況を考慮し定期交換等の期間・距離を設定し、整備サイクル表を作成

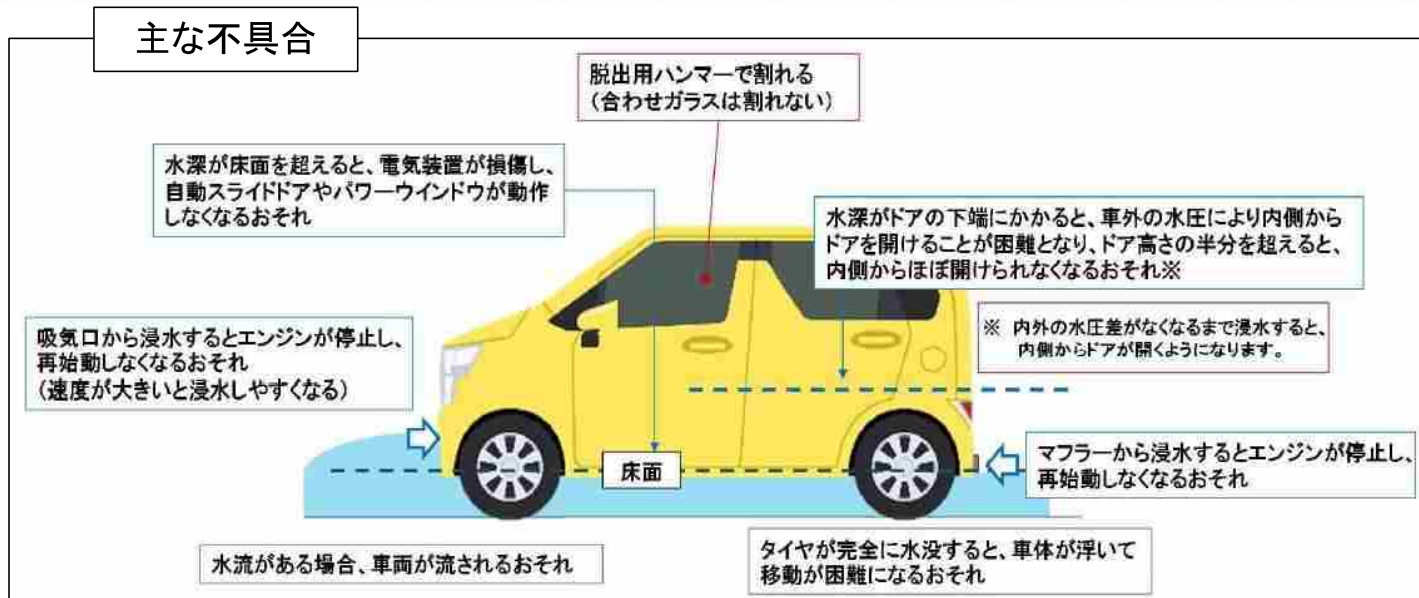
(2) 整備サイクル表に基づく整備実施記録簿の作成  
貸切バス各事業者は整備実施記録簿を用意し、整備サイクル表に基づく定期交換等の実施状況を記録

【ガイドライン、整備サイクル表等は下のホームページから確認してください】

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000155.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000155.html)

自動車が冠水した道路を走行する場合に発生する不具合について

- ◆ 浸水による車両への影響については、車両形状や設計により異なります。特に、車高が低い車両では影響を受けやすいため、注意が必要です。
- ◆ 自動車は、水深が深い場所を走行できるように設計されていません。このため、大雨等の際には、早めの避難を心掛けることはもちろん、冠水した道路に安易に進入しないこと、冠水路で自動車が動かなくなった場合には早めに脱出することが重要です。



運転者が「衝突被害軽減ブレーキが作動する」と過信して事故に至ったのではないかと疑われるケースが増加しています。衝突被害軽減ブレーキには、機能の限界があり、故障していなくても、状況によっては、作動しません。衝突被害軽減ブレーキの作動の有無にかかわらず、安全運転の責任は運転者本人にあります。

1. 衝突被害軽減ブレーキが作動しない状況の例

- ・ メーカーが定める作動速度を超える場合
- ・ 暗闇、逆光等のためカメラにより対象物を認知できない場合
- ・ 人や自転車の急な飛び出し、クルマの急な割り込み
- ・ 雨・雪・霧などの悪天候
- ・ 運転者がアクセルペダルを強く踏み込んだ場合



2. 衝突警報、衝突被害軽減ブレーキが作動したということは・・・

- ①衝突の可能性がある場合、衝突警報が鳴ります。
- ②それでも運転者がブレーキを操作せず、衝突を回避することができないと判断される場合、衝突被害軽減ブレーキが作動します。

このため

①衝突警報が頻繁に鳴る

⇒日頃から衝突リスクのある運転をしている

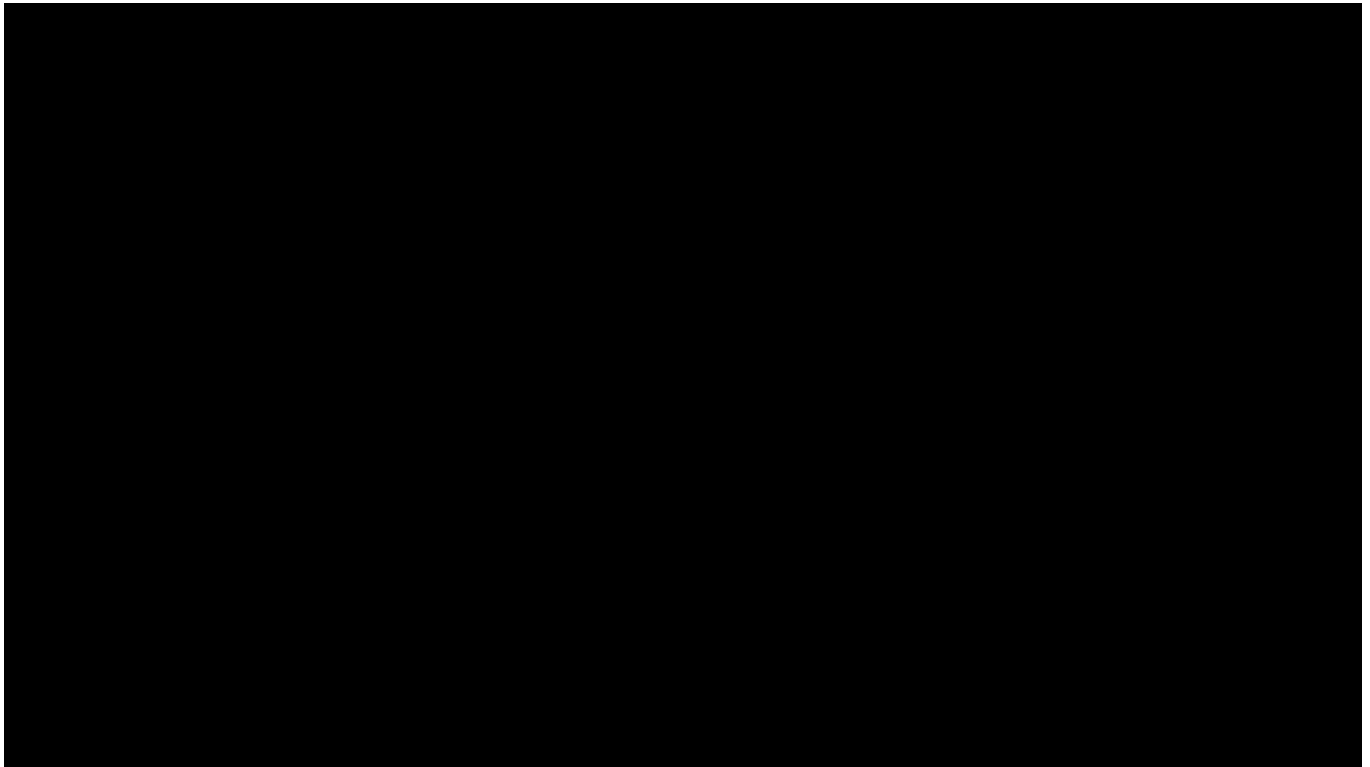
②衝突被害軽減ブレーキが作動した

⇒衝突被害軽減ブレーキがなければ衝突していた

と認識し、ご自身の運転を省みる事が大切です。



～衝突軽減ブレーキでも衝突を回避できない場合があることを理解していただくための啓発ビデオを公開しました～



当日は動画を流します。

45

国土交通省には、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置が正常に作動しなかった」といった情報が寄せられており、装置の装着率も伸びていることから、この装置を正しく理解していただくため、実車を使った実験の様子を使って注意点を解説した啓発ビデオをHPに公開しました。

### ペダル踏み間違い時加速抑制装置

- ・駐車場等でのペダルの踏み間違いによる事故が問題となっています。「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」はそのような事故を防止するための装置です。
- ・停止しているときや低速で走行しているときに、壁などがあるのにアクセルを踏み込んだ場合に、運転者に警告(表示、音)するとともに、エンジン出力を抑制して急発進を防止します。
- ・しかし、踏切内で降りてきた遮断機等に反応してこの装置が作動することもあります。このような時に踏切から脱出できるよう、アクセルを踏み続けければ作動が解除される(発進ができる)ようになっています。



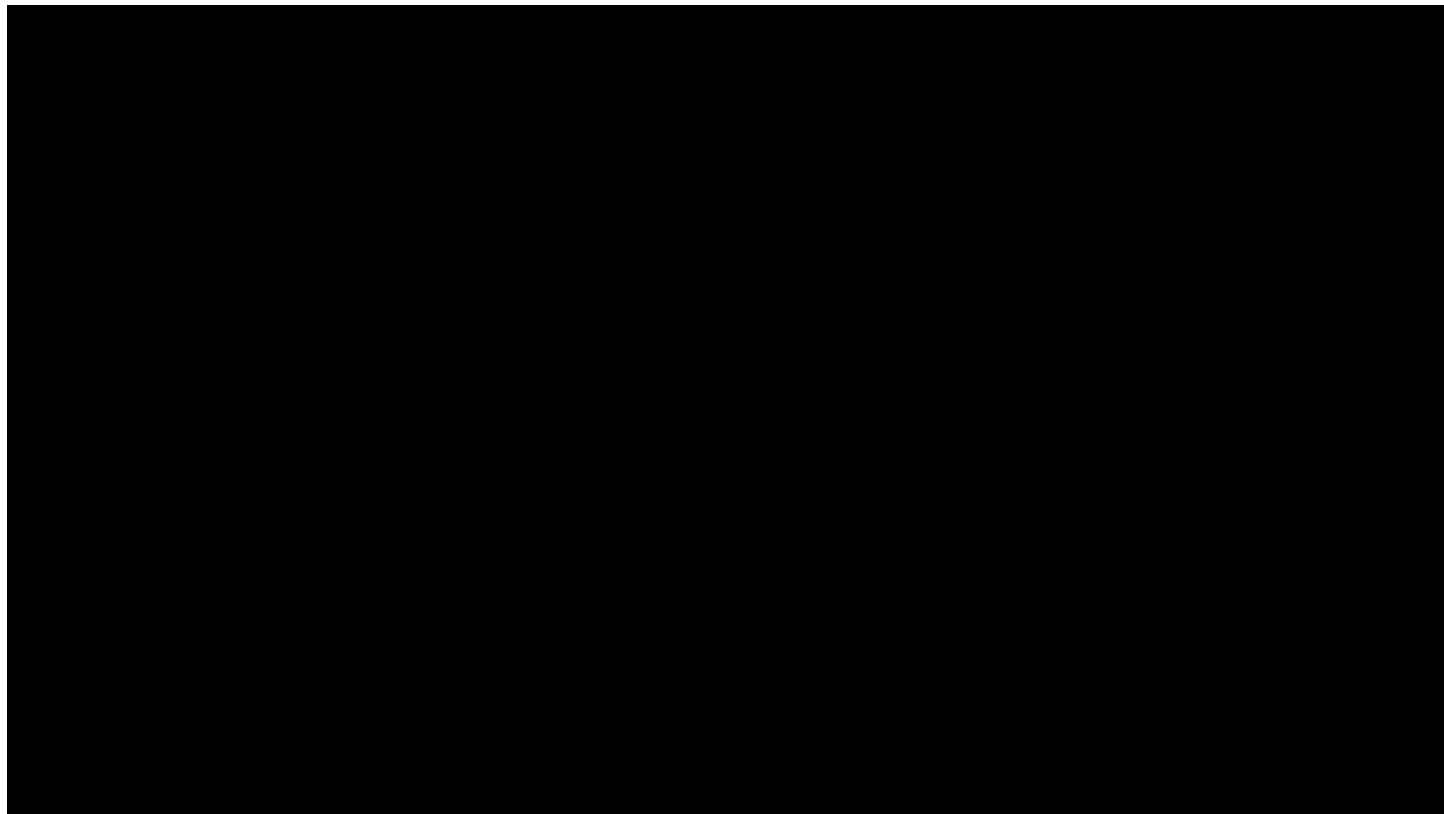
#### 【ビデオでの訴求ポイント】

- ・ 警告(表示、音)が出たら、ペダルから足を離し、よく確認してブレーキを踏みましょう。
- ・ 踏切内で降りてきた遮断機等に反応して装置が作動した場合には、アクセルを踏み続けければ、作動が解除されて発進できます。

### 衝突被害軽減ブレーキ

- ・ ビデオでは、衝突被害軽減ブレーキは、ハンドル、アクセル等を操作すると作動が解除されることについても、紹介しています。

46



当日は動画を流します。

47

## P125 12. 後付け急発進等抑制装置の先行個別認定結果を公表します

後付けの急発進等抑制装置(いわゆる「ペダル踏み間違い急発進等抑制装置」)について、一定の機能等を有すると認められるものとして下のとおり認定しましたので、使用上の注意点等とともに公表します。

※【令和元年12月17日公表の使用上の注意点等は次のホームページを参照してください】

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07\\_hh\\_000328.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000328.html)

※【令和2年5月26日公表の使用上の注意点等は次のホームページを参照してください】

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07\\_hh\\_000341.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000341.html)

### 【令和元年12月17日公表】

#### (1)障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進等抑制装置

- ・踏み間違い加速抑制システム(トヨタ自動車)
- ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置「つくつく防止」(ダイハツ工業)

#### (2)ペダル踏み間違い急発進等抑制装置

- ・S=DRIVE 誤発進防止システム2(普通車専用タイプ、軽自動車専用タイプ)(サン自動車工業)
- ・JARWA\_S=DRIVE(SD0102S、SD0104S)(日本自動車車体補修協会)
- ・ペダルの見張り番Ⅱ(データシステム)
- ・アクセル見守り隊(データシステム)

#### (3)ペダル踏み間違い防止装置

- ・ワンペダル(ナルセ機材)

### 【令和2年5月26日公表】

#### (1)障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進等抑制装置

- ・ふみまちがい時加速抑制システム(スズキ株式会社)
- ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置(マツダ株式会社)
- ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置(株式会社SUBARU)
- ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置「つくつく防止」(株式会社SUBARU)

#### (2)ペダル踏み間違い急発進等抑制装置

- ・あしもと見守るくん(株式会社ワールドウイング)

### 【装置共通の注意事項】

○装置にはそれぞれ作動限界があり、また不要な作動をする場合があります。使用を開始する前に、不要作動への対処方法等も含め取扱説明書等により必ず確認するとともに、疑問がある場合は製造者等や販売・取付けを行う事業者へお問い合わせください。

○本認定は、製造者等が指定する取付け事業者が取付けや使用上の注意点の説明等を実行を行うことを前提としたものであり、製品単体の認定ではありません。(該当する取付け事業者以外で取付けたものは、認定の対象外となります。)



## 1. 運転支援システムが作動しない状況の例（過信すると、事故が生じやすい例）

- 車の急な割込み ●車線の白線が障害物や雪等で見えない場合 ●雨・雪・霧等の悪天候

## 2. 運転支援システムの機能を誤解している例（大変危険です！道路交通法違反となります。）

- 運転支援システム作動中における以下の行為は大変危険であり、道交法違反となります。



ナビ画面の注視



携帯電話の操作

## 3. 自動車ユーザーの皆様へ

- 自動車メーカーでは、運転支援システムを高速道・自動車専用道で使用することを推奨しています。一般道では思わぬ事故につながる可能性がありますので使用しないでください。
- 運転支援システムには機能の限界があり、故障してなくても、条件によっては作動しないことや、使用中には突然機能が停止することがあります。その結果、衝突に至った場合でも、**安全運転の責任は運転者**
- 運転支援システムはあくまでもアシスト機能です。運転者は運転支援システムを**過信せず**、取扱説明書を読み、作動条件等を把握して適切に使用してください。

49

当日は動画を流します。

背景・経緯等

- ・国内においては、平成28年3月にドライバー異常時対応システム「車線内停止方式」のガイドラインを策定。さらに令和元年8月には「路肩退避型(一般道路版)」のガイドラインへ発展。
- ・令和3年6月に国際連合自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において、リスク軽減機能として性能要件を規定した国連規則(第79号)の改正案が合意。同国連規則に日本国内のガイドラインの内容を反映。

作動イメージ・要件例



<作動例【要件例】>

- ①運転者をモニタリングして運転者の状態を検知【手動作動開始も可】
- ②運転者に警報を発報【少なくとも作動開始5秒前】
- ③運転者の介入がない場合車両を減速し停止【減速度 = 4 m/s<sup>2</sup>以下】  
~~車線変更機能付き~~
- ④車線変更先の車線の安全が確認された場合車線変更【周辺検知機能装備】
- ⑤車線変更完了後、道路脇に停止【方向指示器とハザードの切り替え】

バス車両の追加要件

- ・リスク軽減機能を手動で作動させる手段を装備している場合、乗員に当該機能が作動していることを表示すること。
- ・作動開始前に乗員に対し聴覚及び視覚により警報すること。



適用日

新型車	継続生産車
令和5年(2023年)9月1日~	令和7年(2025年)9月1日~

トラック運送事業にあっては、ドライバー不足、現場の要員確保が深刻な問題となる中、申請者の負担軽減を図る観点から、基準緩和自動車の重大事故の発生状況をふまえ、申請提出書面の簡素化、緩和の期限の改正を行います。(令和4年4月1日施行)

HP: [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07\\_hh\\_000404.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000404.html)

基準緩和自動車の事故実態を踏まえ、緩和の期限を延長



- 安全性優良事業所認定(Gマーク)を受けた貨物運送事業所が申請する継続緩和について、**期限を無期限化**。  
※安全性優良事業所認定の取扱いが取り消しとなった場合、遅滞なく新規緩和の申請が必要。
- その他の継続緩和も、**期限を現行の2年から4年に延長**。

基準緩和の期限の改正

	現行	改正
要件を満足する自動車	新規: 2年 初回の継続: 3年 2回目以降: 4年	新規: 2年 継続: 無期限
その他の自動車	新規: 2年 継続: 2年	新規: 2年 継続: 4年

<要件>

はマーク認定事業所が継続緩和を申請する自動車であり、前回の基準緩和認定日から継続緩和申請日までの間に重大事故や基準緩和自動車の行政処分等がない場合。

申請提出書面の一部簡素化、変更申請を届出制に変更

- 各種様式を見直し、集約化・簡素化
  - ・誓約書、宣誓書を申請書に集約
  - ・添付書面の削減



- 変更申請を届出制に変更し即日対応とする  
これまで変更申請として扱っていた名称や使用の本拠の位置の変更等について、届出制とすることで審査期間の大幅な短縮により申請者の利便性向上を図る。



12. 腐食注意喚起

## 車枠・車体腐食の事故を防止するため点検・整備を実施

**車枠・車体の腐食について**

北陸信越地域では降雪時期に凍結防止剤が使用される。この凍結防止剤は、道路の凍結防止のために使用されるが、その成分が車体や車枠に付着すると、腐食の原因となります。特に、自動車の車枠・車体が腐食したことで、過去に発生しており、事故防止のためには確実な点検が重要です。

このように事故が起きています。



**事業用バスの車体腐食事故**

平成27年11月12日、貸切バスが走行中に爆発炎上となり、運行管理者の半死に陥り、7名負傷。

この事故は、凍結防止剤によるフレーム腐食が原因で、フレームが破断し、ハンドルの操作が不能となったことと見られる。付着の凍結防止剤が原因で、車体の腐食が進行したと見られる。

自動車ユーザーの皆様へ

## 令和5年7月より、車検ステッカーの貼り付け位置が変更となります。

国土交通省においては、無車検運行の防止対策として、車検ステッカーの表示位置を、従来の「前方から見やすい位置」から「**前方かつ運転者席から見やすい位置**」に変更しました。自動車ユーザーの皆様におかれましては、令和5年7月以降、以下の位置に貼り付けていただけますようお願いいたします。

**新しい貼り付け位置** (前方かつ運転者席から見やすい位置)  
運転者席側上部で、車両中心から可能な限り近い位置

※例外:ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない前方かつ運転者席から見やすい位置。



**車検ステッカーイメージ**

- 車外前方から見たイメージ: 7, 5
- 車室内から見たイメージ: 5, 7, 3, 日

メールマガジン「事業用自動車安全通信」

メールマガジン「事業用自動車安全通信」は、各運送事業者における事故防止の活用していただくことを目的として、毎週金曜日に配信しています。お問い合わせは、[事業用自動車安全通信](#) ページからお願いします。

国土交通省ホームページからの登録方法

国土交通省ホームページから「メールマガジン配信サービス」をクリック(ホームページ右側中央にリンクがあります。)



北陸信越運輸局 自動車安全情報

●事故統計関係

- 輸送の安全を目指して (事業用自動車の重大事故発生状況、重大事故発生事象の安全対策)
- 自動車運送事業者の安全対策 (国土交通省「自動車総合安全情報」のページへ)

●報告・届出関係

- 自動車運送事業者に係る事故・事件の届出について
- 自動車事故報告について (事故報告書の様式)
- 運行管理者になるには (事故報告書の様式)
- 整備管理書について (運行管理書、整備管理書の届出書の様式)

●安全教育・事故防止マニュアル関係

- 運転者に対する指導監督の概要(本省のページへ)
- 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対し指導及び監督の実施マニュアル(2018年6月1日)
- 【トラック】 概要編(5,855KB) 主編(5,777KB)
- 【バス】 概要編(5,654KB) 主編(5,878KB)
- 【タクシー】 概要編(5,042KB) 主編(5,788KB)
- ディスプレイオーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル
- 自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドラインへ脳健診の

ナンバープレートは表示!

8008

トの表示義務が

目隠し、ナンバープレートをかバー等で被覆すること、折り返して表示すること、回転させて表示すること、折り返すこと等が禁止されています。



ナンバープレートカバーは装着禁止!! 無色透明でもダメ!!

回転: 回転させて取り付けてはいけません。

折り返し: 折り返してはいけません。

国土交通省 自動車局 整備課

長時間大変お疲れ様でした